

意見書案第 22 号

農業生産資材の高騰対策及び米の集荷円滑化対策について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成 20 年 12 月 19 日提出

議会運営委員会
委員長 鎌 田 誠

農業生産資材の高騰対策及び米の集荷円滑化対策に関する意見書

肥料や燃油などの農業生産資材価格が、過去に例を見ない水準にまで高騰しており、本州府県に比べて大規模で専門的な経営を主体としている北海道では、コスト低減に向けた生産者の自助努力だけでは異常な価格高騰に対応しきれず、今後の営農計画が立てられないとの悲痛の声が全国各地から届くなど、農業経営の先行きへの不安が日に日に広がっている。

また、稲作経営については、19年産米で府県において過剰作付があり、政府による米の買い入れ等必要な対策が措置されたものの、20年産米においても引き続き過剰作付が解消されておらず、さらには豊作も予想されていることから、生産調整にまじめに取り組んできた本道の生産者の間には、米価下落への不安が高まるとともに、今後発動が予想される集荷円滑化対策の効果についても期待ができないとの声が広がっている。

このような状況の中で、政府においては、9月29日の臨時閣議で、平成20年度総合経済対策「安心実現のための緊急総合対策」が決定された。

よって、国においては、今後、本道が我が国最大の食料供給地域としてこの危機を乗り越え農業者が安心して営農に取り組めるよう、次の事項について早急を実施されることを強く求める。

記

- 1 生産資材の価格高騰に対応し、農業経営の維持安定に向けた施策とともに、国の貸付特例措置で無利子化された運転資金の貸付対象者の拡大や十分な融資枠の確保を図ること。
- 2 豊作による過剰米を区分出荷・保管する集荷円滑化対策については、対策実施者の不公平感が解消されるよう、本対策の実効性を確保するとともに、生産者支援金の引き上げや地域の実態を踏まえた過剰米数量の算出など必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣